

RealJapanQuality 加盟店契約書

第 1 条 (契約の目的) 本契約は、RealJapanQuality (以下「甲」といいます) と加盟店 (以下「乙」といいます) の間で、甲が提供する会員制割引サービスの運営および利用に関する条件を決定することを目的としています。乙は、本契約に基づき、甲の会員に対して一定の割引および特典を提供する義務を負うものとします。

第 2 条 (契約期間および更新)

1. 本契約は、乙が本契約書に署名した日 (以下「契約開始日」といいます) から起算して 1 年間有効とします。
2. 本契約は、契約終了日の 60 日前までにいずれか一方から書面による契約終了の通知のみが対象となり、自動的に同一条件で 1 年間延長されます。以後も同様とします。

第 3 条 (加盟条件) 乙以下の条件を満たすものとします。

3. 法律に基づいて適法に営業していること。
4. 甲が提供する割引サービス、プロモーションの内容を理解し、全面的に協力すること。
5. 甲が求める情報を適宜提供すること。
6. 甲の会員に対して公平かつ誠実にサービスを行うこと。

4 条 (割引および特典の提供)

7. 乙は、甲の会員に対して、会計時に総額の 3~10%の割引を提供します。具体的な割引率は、乙の選択に基づき、契約書に記載されます。
8. 乙は、甲のスタンプカード制度に協力し、会計時にスタンプを押印する義務を負います。スタンプは、3000 円以上の会計時に 1 個押印し、次回の買い物時に利用可能とします。
※割引率はスタンプカードに記載あり。
9. スタンプカードの会員割引率を示す。
 - スタンプ 1 個：合計 4%割引
 - スタンプ 3 個：合計 7%割引
 - スタンプ 5 個：合計 10%割引
10. スタンプカードの非会員割引率を示す。
 - スタンプ 1 個：1%割引
 - スタンプ 3 個：3%割引
 - スタンプ 5 個：5%割引

第 5 条 (スタンプカード)

10. スタンプカードは電子と紙の2種類があります。※現在は紙の1種類のみ、2025年4月サービス開始時を目途に電子スタンプカード導入予定。
11. 紙のスタンプカードは乙の負担で用意し、1枚あたり4円程度の費用が発生します。乙は、紙のスタンプカードの在庫を適切に管理し、甲の会員、又は3000円以上の会計に達したお客様に対して支払う義務を負います。
12. 電子スタンプカードは、甲のアプリケーションを通じて管理され、乙は甲のサービスを提供する端末またはアプリケーションを利用してスタンプを押印する必要があります。(専用のQRコードを甲の会員に読み込んでもらうことでスタンプがたまる仕組みを採用予定です。乙はQRコードが記載されている画像または用紙を甲の会員に提示するのみです。)

第6条 (利益分配)

13. 甲は、会員からの年会費およびその他の利益の40%を、全加盟店に甲の計算方法(下記に示す。)で均等に分配することを承諾します。
14. 分配金は、2025年4月から1年ごとに計算され、5月～6月の間に各加盟店に支払われます。

15. 分配金の計算方法

加盟店に加入してから1年ごとに1店舗分加算されて計算されます。

例、1年目、利益の40%=30万円、加盟店数10店舗

加盟店の店舗数1換算

$$30 \div 10 = 3$$

1店舗当たり3万円

2年目、利益の40%=60万円、加盟店数20店舗

1年目から加盟店の10店舗は店舗数2換算

2年目から加盟店の10店舗は店舗数1換算

$$60 \div 30 = 2 \quad 2 \times 2 = 4 \quad 2 \times 1 = 2$$

1年目から加盟店の分配金4万円

2年目から加盟店の分配金2万円

第7条 (情報提供および通知義務)

16. 乙は、甲の会員に対してサービスを提供するサービス内容、料金、営業時間、連絡先などの情報を提供し、変更する場合は速やかに甲に通知することを承諾します。
17. 乙は、甲が求める情報を適時に提供し、甲が必要と認める場合、店舗の運営状況やサービス内容に関する追加情報を提供する義務を負います。

第8条（契約の解除）

18. 甲は、以下のいずれかに該当する場合、乙に対して書面により本契約を解除することができます。 a.乙が本契約の条件を満たしていない場合。 b.乙が法律に違反した場合。 c.乙が不正行為を行った場合。 d.乙の経営状況が著しく悪化した場合。 e.甲の経営状況が悪化し契約の継続が困難な場合。
19. 乙は、甲に対して書面により60日前に通知することで、本契約を解除することができます。
20. 契約解除の申し出をした時点で分配金は支払われないものとする。

第9条（準拠法および管轄裁判所）

21. 本契約は、日本法に準拠し、解釈されるものとします。
22. 本契約に関する紛争は、甲の所在地を管轄する横浜地方家庭裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第10条（秘密保持）

23. 乙は、本契約に関して機密情報を第三者に開示してはならない。
24. 本条の義務は、本契約終了後も存続することを必要とします。

第11条（無抵抗）

25. 甲および乙は、天災地変、戦争、テロ行為、政府の行為、その他の不可抗力により本契約の達成が困難となった場合、相手に対して責任を負わないものとします。
26. 不可抗力の影響を受けた当事者は、速やかに相手方にその旨を通知し、影響を与えるために多大な努力を払います。

第12条（契約の譲渡）

27. 乙は、甲の事前の書面による承諾なしに、本契約の全部または一部を第三者に譲渡することはできません。
28. 甲は、事前の通知をもって、本契約の全部または一部を第三者に譲渡することができるものとします。

第13条（その他）

29. 本契約に定めのない事項については、甲および乙が誠意を持って話し合い、解決を図るものとします。
30. 本契約は、甲および乙の署名により成立します。

31. 本契約書は、日本語を正文とし、日本語による解釈が優先されるものとします。

RealJapanQuality

所在地 神奈川県横浜市中区桜木町 1-1-7

ヒューリックみなとみらい 10F

代表 中志 明